

取手市環境審議会 会議録

件 名	令和6年度 第1回取手市環境審議会
開催日時	令和6年12月24日(火)14:00～
場 所	取手市役所議会棟 2階 大会議室
出席者	・環境審議会委員:5名 ・事務局:11名
欠席者	・環境審議会委員:3名

令和6年度第1回取手市環境審議会

【次第】

1. 開会
2. あいさつ
 - (1)市長あいさつ
 - (2)新任委員あいさつ
3. 事務局紹介
4. 報告事項
 - (1)家庭ごみ排出量実態調査の結果について
 - (2)取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正について
 - (3)令和6年度 環境対策課所管の主な事業について
5. その他
- 6.閉会

令和6年度第1回取手市環境審議会**1.開会(事務局)**

委員の半数以上が出席していることから、取手市環境審議会条例第6条第2項に基づき、会議が成立していることを報告

2.あいさつ

(1)中村市長あいさつ

国では、令和6年5月に第六次環境基本計画が閣議決定され、環境保全を通じて国民の生活の質を向上させることと循環共生型社会の構築を目指している。本市においても、様々な主体と一体となり、市の環境行政を推進してまいりたい。また、本日の議題である家庭ごみ排出量実態調査については、調査結果や課題解決に向けた方針について皆様より忌たんのないご意見を賜りたい。

(2)新任委員あいさつ
仲田委員よりあいさつがあった。

3.事務局紹介

事務局職員自己紹介

4.報告事項(事務局)

報告事項(1)家庭ごみ排出量実態調査(以下、「実態調査」という)の結果について、配付資料に基づき事務局が説明を行い、委員が報告事項の確認を行った。

■【委員からの内容確認及び事務局からの回答】

〈委員〉

常総環境センター(以下、「環境センター」という)への取手市のごみ搬出量は全体の4割を占めているが、何割だったら適度な量になるのか。

〈事務局〉

環境センター全体で排出量は7万トンが限度であるが、構成市ごとの排出量の目安は把握していない。

〈委員〉

実態調査の参加者はごみ減量の意識が高いと思うが、ごみの減量に意識が向いていない人にどうやってごみを減量してもらうかが課題ではないか。

〈事務局〉

ごみ減量に意識が向いていない方に対してはホームページや広報紙等で繰り返し周知を行うことが重要である。審議会の場でご意見やアイデアを頂きながら進めていければと考えている。

〈事務局〉

子どもたちに対して、地球温暖化等に対する取組を切り口とした内容の環境教育を行うことが、家庭へ問題意識を普及させる有効な手段の一つだと考えている。

〈委員〉

実態調査の中で、プラスチック製容器包装(以下、「プラ容器」という)の排出量が少ないという結果が出ているが、これはどのような考え方のもとでそのように考察しているのか。

〈事務局〉

ごみ排出量全体を見た割合でプラ容器の比率が少ないという考察をしている。

〈事務局〉

プラ容器の排出量が少ないのは、プラ容器が分別されず不燃ごみとして出されているからではないかと考えている。リサイクル率の向上については環境センター全体としての課題であり、周知方法なども含めて構成市と一緒に取り組まなくてはならない大きな課題である。

〈委員〉

燃やすしかないごみの排出量の内訳は把握しているのか。また、実態調査の結果、プラ容器や不燃ごみの排出量が少ないという認識のようだが、普段の生活でプラ容器や不燃ごみがかさばっており困っている。ごみの重さ以外の要素も考えた方が良いのではないか。

〈事務局〉

燃やすしかないごみの排出量のうち、生ごみが15パーセントを占めている。

〈事務局〉

プラ容器の排出量の分析方法についても研究を進めていく。

〈委員〉

ごみ減量施策(案)について、具体的な開始時期や目標値は市の計画に盛り込むのか。また、環境センターでの火災について、分別不良が原因と推測されるとのことで、この機会にごみの分別の必要性を市民に周知するのが良いと考える。

〈事務局〉

来年度、取手市の一般廃棄物処理計画を改定するので、そこに具体的な内容を落とし込む予定である。環境センターの火災の原因は消防警察の調査では不明であったが、おそらくリチウム蓄電池ではないかとのことで、今後は小型バッテリー類が混入しないように構成市と環境センターを交えて協議中である。

〈委員〉

実態調査に参加した231世帯は、取手市全体の何パーセントくらいに当たるのか。また、一軒家か集合住宅かといった住環境の違いは調査で集計しているのか。

〈事務局〉

取手市の世帯数は約5万世帯なので、参加世帯は約0.5パーセントに相当する。対象世帯の住環境までは集計していない。

〈委員〉

住環境の違いによって調査の結果が変わる可能性があると考えます。また、調査対象世帯の年齢構成や人数の分布について、取手市全体の分布に補正して考えると、調査結果の全体把握に役立つのではないかと考えます。

〈委員〉

「サステナブル学習プロジェクト※」はごみ減量施策の良い例だと考えます。サステナブル学習プロジェクトのプログラムにごみ処理施設の見学は含まれているのか。

※持続可能な社会の実現に向けて探究学習を行う環境教育事業

〈事務局〉

サステナブル学習プロジェクトの内容ではないが、小学校で環境センターの社会科見学を行っている。

報告事項(2)取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正について、配付資料に基づき事務局が説明を行い、委員が報告事項の確認を行った。

■【委員からの内容確認及び事務局からの回答】

〈委員〉

今回、県が法改正した背景について確認したい。

〈事務局〉

茨城県は例年、残土の不法投棄が全国的に見ても非常に多いとされており、規制を強化する必要があったことから、県条例の許可対象面積を引き下げるようになったと考えられる。

〈委員〉

県はこれまで残土条例で許可対象面積を5,000平米以上としていたが、盛土規制法の特定盛土等規制区域の許可対象面積が3,000平米超であることから、盛土規制法に合わせ今回残土条例の許可対象面積を引き下げる。また、従前の残土条例は災害発生の防止と生活環境の保全をみていたが、災害発生の防止は、より罰則の強い盛土規制法に移行し、生活環境の保全は引き続き残土条例で規制するものになる。

〈委員〉

取手市内で条例に引っかかる事案はどのくらい発生しているのか。

〈事務局〉

約4年間で、4件の不適正な事案が発生した。土砂の搬出場所が申請内容と違っていたり、許

可の範囲外に埋立てが行われたりする事案があった。

〈委員〉

不適正な事案にはどのように対応しているのか。

〈事務局〉

条例には罰則規定を設けているが、まずは口頭指導を行い、撤去を求める。従わない場合には、会社名の公表や罰金刑、懲役刑などの厳しい措置を講じることになる。

報告事項(3)令和6年度環境対策課所管の主な事業について、配付資料に基づき事務局が説明を行い、委員が報告事項の確認を行った。

■【委員からの内容確認及び事務局からの回答】

〈委員〉

家庭用廃食用油(以下、「廃食油」という)の回収場所について、取手庁舎と藤代庁舎以外に各公民館でも回収をしているのか。

〈事務局〉

現在の廃食油の回収場所は取手庁舎と藤代庁舎の2か所である。しかし、市民の方から廃食油が重く回収場所に持って行くのが大変であるとの意見もあり、今後は公民館等の回収場所を徐々に増やすことを検討している。

〈委員〉

廃食油は現在どの程度の量が回収されているのか。また、将来的な回収量の目標はあるのか。

〈事務局〉

令和6年12月10日時点までに約213リットルを回収した。廃食油の回収は試行的に行っているため将来の目標値は設定していないが、牛久市バイオマス利用促進協議会で情報交換しながら決めていきたい。

〈委員〉

市で廃食油から生成したバイオディーゼルを燃料として使用する将来的な目標はあるか。

〈事務局〉

この取組は、バイオマスタウン産業構想の認定を受けた牛久市を主体として、取手市を含む近隣市町村が協定を結んで参加しているバイオマス利用促進協議会で行われている。バイオディーゼルの使い道については議論を進めているが、公用車が特殊車両という事情もあり、今

後の運用について検討しているため、当市への導入については、その状況をみて検討していきたい。

〈委員〉

イノシシやアライグマが増加している要因について分析しているか。

〈事務局〉

1回の出産で何頭もの子を産むため、個体数の増加に捕獲が追いつかないという話を猟友会から伺っている。

〈委員〉

霞ヶ浦流域では高度処理浄化槽の設置が義務になっているが、市でも浄化槽の設置や新規転換による高度処理化が行われていないのか。

〈事務局〉

おっしゃるとおりである。市では、単独槽、若しくはくみ取り便槽からの転換、新規の合併処理浄化槽に対する補助金を実施している。

〈委員〉

千葉県房総半島から北上しているキョンの生息状況について、市内で出没しているのか。また、今後の状況はどうか。

〈事務局〉

利根川を泳いでいたとか鳴き声を聞いたといった情報はあがるが、今のところ市内でしっかりと見たという情報はない。県内で目撃報告があり今後は市内でも出没する可能性が高いと考えられるため、有害捕獲許可対象にキョンも含め、捕獲時には処分する予定である。

5.その他

特になし

6.閉会(事務局)
